

自家用有償旅客運送登録の更新について

1. 概要

野洲市コミュニティバス「おのりやす」は、事業者協力型自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の登録を受け運行しています。

今回、登録の有効期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることから、令和 8 年 4 月 1 日以降も運行を継続するために更新登録申請を行いたく、審議をお願いするものです。

2. 現登録の有効期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3. 更新後の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4. 自家用有償旅客運送更新の必要性

本市では、市内を運行する民間路線バス（近江鉄道バス及び滋賀バス）の補完を目的としてコミュニティバス「おのりやす」を運行しており、市民の日常生活における買い物、通院等の移動手段として重要な役割を担っています。

コミュニティバス「おのりやす」は、市内を 7 路線で運行しており、年間約 66,000 人（令和 6 年度）のご利用をいただいており、その利用者数は増加傾向にあります。

のことから、今後も市民の生活に必要な移動手段として維持していくためには、事業者協力型自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）による運行を継続する必要があります。

5. 更新対象となる路線

- ①あやめコース
- ②安治コース
- ③祇王・中里コース
- ④篠原コース
- ⑤三上コース
- ⑥希望が丘コース
- ⑦中央循環コース

6. 実施内容

（1）運行主体

野洲市（運行業務については業者に委託）

※運行委託業者（協力事業者）が以下のとおり変更となります。

現 行 : 滋賀バス株式会社

令和8年4月1日以降 : 近江タクシー株式会社 守山営業所

(2) 運行内容

| 運行経路 | 起点 | 主たる経過地 | 終点 | キロ程 | 便数/日 |
|----------|-------|-------------|-------|-------|------|
| あやめコース | 野洲駅南口 | 北部合同庁舎前 | 野洲駅南口 | 31.65 | 6 |
| 安治コース | 野洲駅南口 | 北部合同庁舎前 | 野洲駅南口 | 28.70 | 6 |
| 祇王・中里コース | 野洲駅南口 | 北自治会館前 | 野洲駅南口 | 36.05 | 3 |
| | 野洲駅南口 | 北自治会館前 | 野洲駅南口 | 36.80 | 3 |
| 篠原コース | 野洲駅南口 | 篠原駅 | 野洲駅南口 | 26.80 | 3 |
| | 野洲駅南口 | 篠原駅 | 野洲駅南口 | 26.80 | 3 |
| 三上コース | 北桜 | コミセンみかみ | 野洲駅南口 | 11.65 | 5 |
| | 野洲駅南口 | コミセンみかみ | 北桜 | 11.80 | 5 |
| 希望が丘コース | 野洲駅南口 | 野洲市健康福祉センター | 北桜 | 23.25 | 4 |
| | 北桜 | 野洲市健康福祉センター | 野洲駅南口 | 23.55 | 4 |
| 中央循環コース | 野洲駅南口 | 比江自治会館前 | 野洲駅南口 | 23.75 | 4 |
| | 野洲駅南口 | 総合体育館駐車場 | 野洲駅南口 | 22.65 | 3 |

(3) 運行日

月曜日～土曜日（祝日及び年末年始を除く）

7. 登録事項

別紙「様式第1－2号　自家用有償旅客運送の更新登録の申請」に記載のとおり

令和8年2月 日

近畿運輸局滋賀運輸支局長 殿

名 称 野洲市
 住 所 滋賀県野洲市小篠原2100番地1
 代表者の氏名 野洲市長 櫻本 直樹

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称：野洲市
 住 所：滋賀県野洲市小篠原2100番地1
 代表者：野洲市長 櫻本 直樹

2. 登録番号

近滋市交第6号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

| | 起 点 | 主たる経過地 | 終 点 | キ ロ 程 |
|----|-------|-------------|-------|-------|
| 1 | 野洲駅南口 | 北部合同庁舎前 | 野洲駅南口 | 31.65 |
| 2 | 野洲駅南口 | 北部合同庁舎前 | 野洲駅南口 | 28.70 |
| 3 | 野洲駅南口 | 北自治会館前 | 野洲駅南口 | 36.05 |
| 4 | 野洲駅南口 | 北自治会館前 | 野洲駅南口 | 36.80 |
| 5 | 野洲駅南口 | 篠原駅 | 野洲駅南口 | 26.80 |
| 6 | 野洲駅南口 | 篠原駅 | 野洲駅南口 | 26.80 |
| 7 | 北桜 | コミセンみかみ | 野洲駅南口 | 11.65 |
| 8 | 野洲駅南口 | コミセンみかみ | 北桜 | 11.80 |
| 9 | 野洲駅南口 | 野洲市健康福祉センター | 北桜 | 23.25 |
| 10 | 北桜 | 野洲市健康福祉センター | 野洲駅南口 | 23.55 |
| 11 | 野洲駅南口 | 比江自治会館前 | 野洲駅南口 | 23.75 |
| 12 | 野洲駅南口 | 総合体育館駐車場 | 野洲駅南口 | 22.65 |

(2) 運送の区域

| 区 域 | 備 考 |
|------|-----|
| 野洲市内 | |

5. 事務所の名称及び位置

| 事務所の名称 | 位 置 |
|--------|------------------|
| 野洲市役所 | 滋賀県野洲市小篠原2100番地1 |
| | |
| | |

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

| 事務所の名称 | 保有区分 | バ ス | 普通自動車 (軽) | 合 計 |
|--------|------|-----|--------------|-----|
| | 保有 | 9 | 0 () | 9 |
| | 持込 | ※ | () | ※ |
| | 合計 | 9 | 0 | 9 |

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

| |
|-----------|
| 野洲市民及び観光客 |
| |

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

現行のとおり変更なし (別添「野洲市使用料条例 抜粋」のとおり)

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

名称: 近江タクシー株式会社 守山営業所

住所: 滋賀県守山市古高町230番地

10. 添付書類

- (1) 路線図
- (2) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (3) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (4) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (5) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (6) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (7) 登録証

野洲市コミュニティバス 「おのりやす」バス路線図



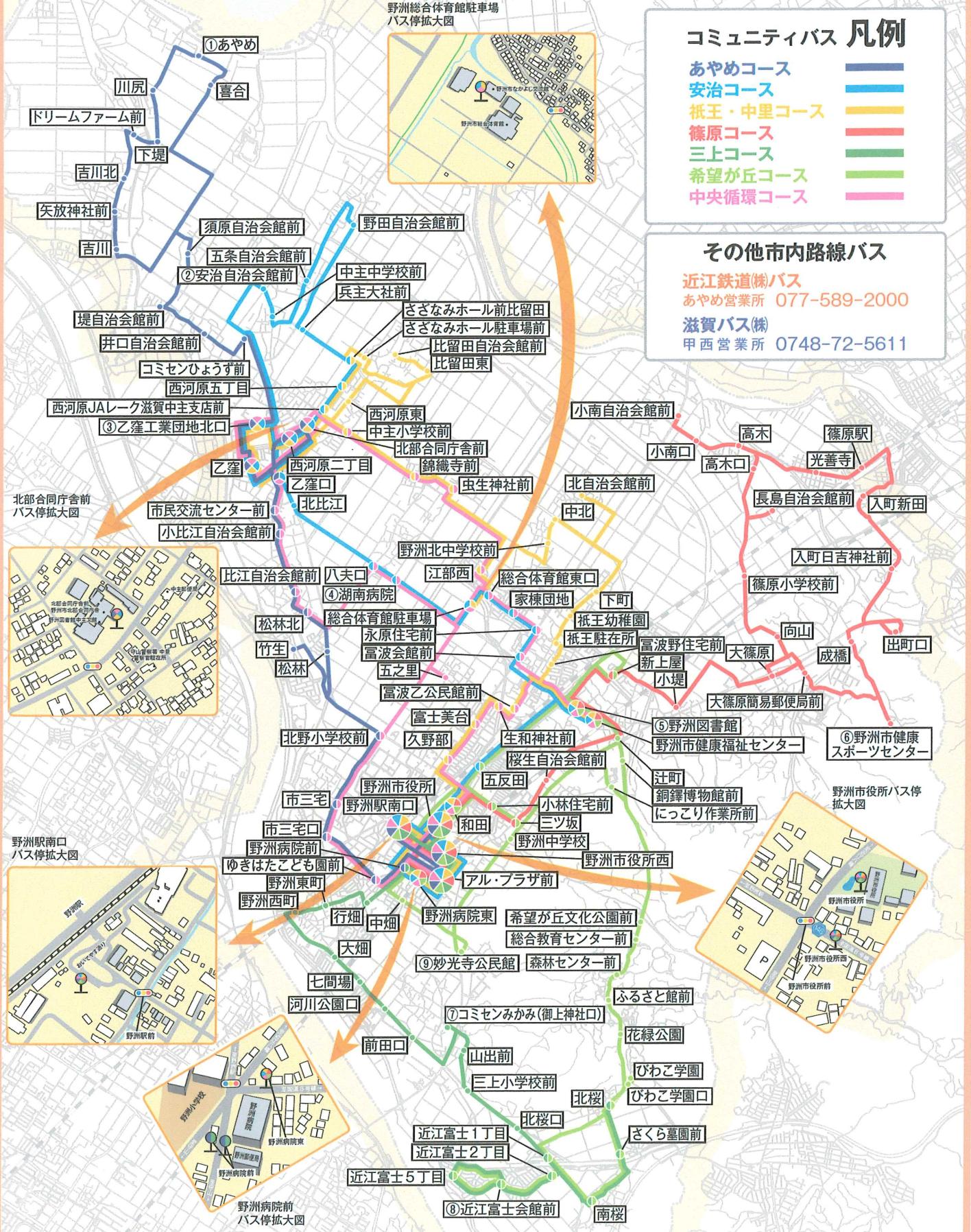
コミュニティバス 凡例

- | | |
|----------|---|
| あやめコース |  |
| 安治コース |  |
| 祇王・中里コース |  |
| 篠原コース |  |
| 三上コース |  |
| 希望が丘コース |  |
| 中央循環コース |  |

その他市内路線バス

近江鉄道(株)バス

滋賀バス(株)
甲西営業所 0748-72-5611



令和8年2月 日

近畿運輸局滋賀運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名称) ※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること
野洲市地域公共交通会議

(対象市町村)

野洲市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和8年2月 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

名称：野洲市

住所：滋賀県野洲市小篠原2100番地1

氏名：野洲市長 櫻本 直樹

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

路線：①あやめ、②安治、③祇王・中里、④篠原、⑤希望が丘、⑥三上、
⑦中央循環 以上、7路線

(2) 旅客から收受する対価（対価の内容を添付すること）

別添「野洲市使用料条例 抜粂」のとおり

(3) 運送しようとする旅客の範囲

野洲市民及び観光客

6. その他特記事項

令和8年2月 日
野洲市地域公共交通会議 主宰者 野洲市長

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ 野洲市 ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

| | 氏 名 | 住 所 | 運転免許の種類 | |
|---|-------|------------|---------|-----|
| | | | 区 分 | 種 類 |
| 1 | ○○ ○○ | ○○県○○市○○○○ | 大型 | 2種 |
| 2 | | | | 種 |
| 3 | | | | 種 |
| 4 | | | | 種 |
| 5 | | | | 種 |
| 6 | | | | 種 |
| 7 | | | | 種 |
| 8 | | | | 種 |

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあっては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

滋賀運輸局近畿運輸支局長 殿

宣 誓 書

当社が協力する事業者協力型自家用有償旅客運送においては、当社との雇用関係の有無にかかわらず、運転者が当該運送の運転者として就任することを承諾し、所要の運転免許証を所持し、道路運送法施行規則第51条の16第1項各号に掲げる要件を備えていることについて、当社が責任をもって確認することを宣誓致します。

令和8年 月 日

名 称 ○○○○
住 所 ○○県○○市○○○○
代表者の氏名 ○○ ○○

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ 野洲市 ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和8年 月 日

住 所 ○○県○○市○○○○
氏 名 ○○ ○○

※ 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

| | |
|-------------|-----|
| 運送の主体（申請者名） | 野洲市 |
|-------------|-----|

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（野洲市役所）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

| No | 氏名 | 住所 | 資格の種類 | 委託 | 協力 |
|----|-------|------------|-------|----|----|
| 1 | 〇〇 〇〇 | 〇〇県〇〇市〇〇〇〇 | | | ○ |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |

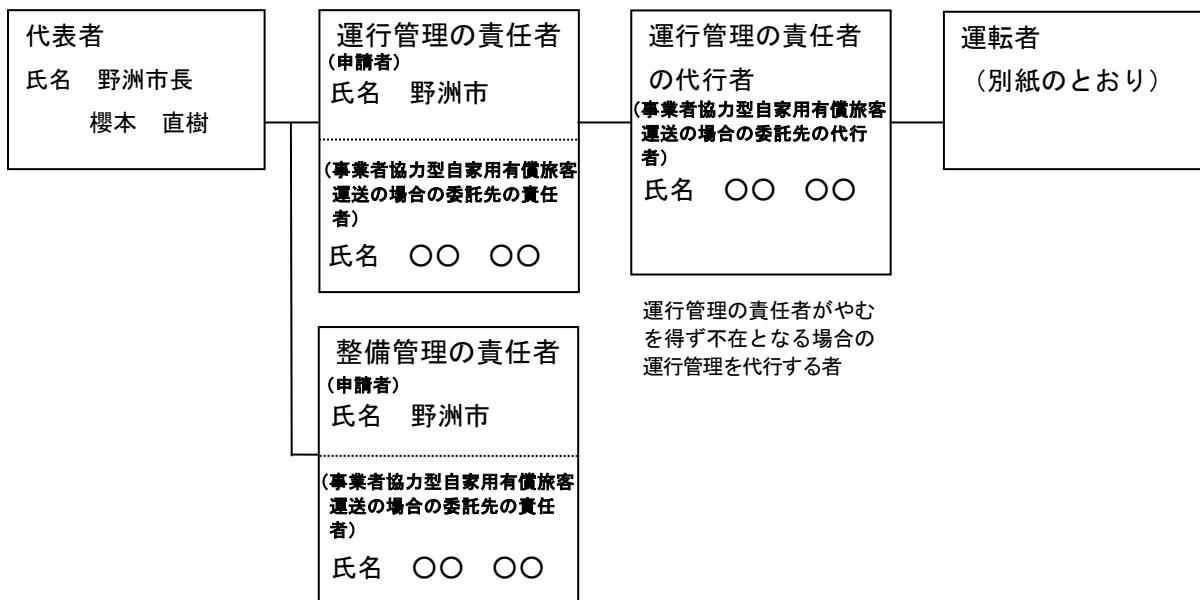
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

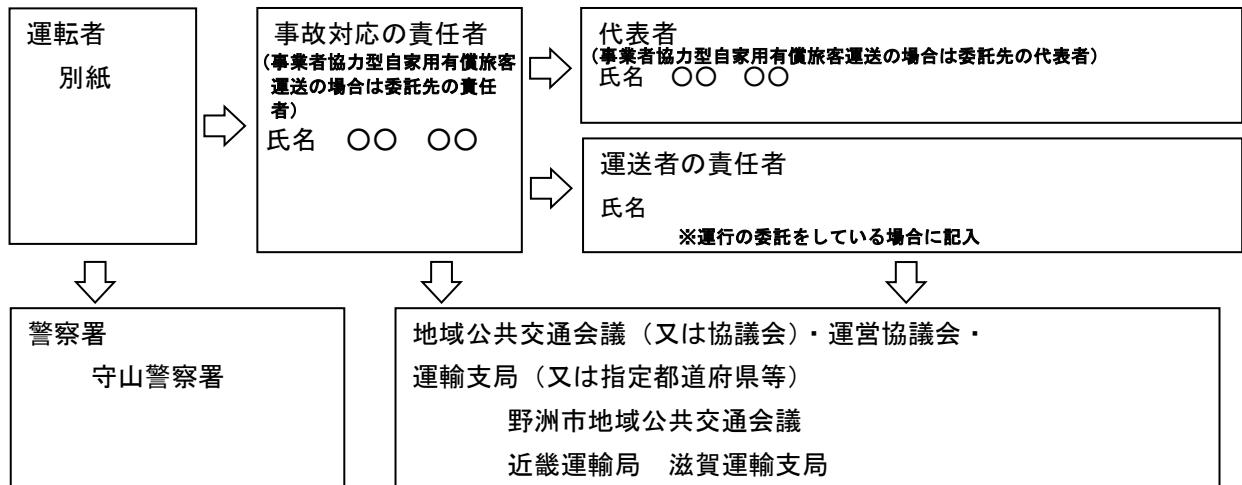
| No | 氏名 | 住所 | 協力 |
|----|-------|------------|----|
| 1 | 〇〇 〇〇 | 〇〇県〇〇市〇〇〇〇 | ○ |
| 2 | | | |
| 3 | | | |

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第9号

近畿運輸局滋賀運輸支局長 殿

宣誓書

当社の協力する事業者協力型自家用有償旅客運送に使用する自動車については、道路運送法施行規則第51条の26に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入していることについて、契約申込書の写し、見積書等により、当社が責任をもって確認していることを宣誓致します。

令和8年 月 日

名 称 ○○○○
住 所 ○○県○○市○○○○
代表者の氏名 ○○ ○○

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称 野洲市

| 番号 | 自動車登録番号 又は 車両番号 | 乗車定員 (任) | 所有者名 | 使用者名 | 備考 |
|----|-----------------------|-------------|---------------------|------|----|
| 1 | 滋賀200さ2340 | 29 | 野洲市 | 野洲市 | |
| 2 | 滋賀200さ2035 | 14 | 株式会社トヨタレンタ リース滋賀 | 野洲市 | |
| 3 | 滋賀200さ2228 | 14 | 株式会社滋賀トヨタ | 野洲市 | |
| 4 | 滋賀200さ2235 | 14 | 株式会社滋賀トヨタ | 野洲市 | |
| 5 | 滋賀200さ2244 | 14 | 株式会社滋賀トヨタ | 野洲市 | |
| 6 | 滋賀200さ2247 | 14 | 株式会社滋賀トヨタ | 野洲市 | |
| 7 | 滋賀200さ2298 | 14 | 株式会社トヨタレンタ リース滋賀 | 野洲市 | |
| 8 | 滋賀200さ2308 | 14 | 株式会社トヨタレンタ リース滋賀 | 野洲市 | |
| 9 | 滋賀200さ2313 | 14 | 株式会社トヨタレンタ リース滋賀 | 野洲市 | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |
| 16 | | | | | |
| 17 | | | | | |
| 18 | | | | | |
| 19 | | | | | |
| 20 | | | | | |

自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

野洲市

| 番号 | 氏名 | 住所 | 免許区分 | 免許の種類 | 備考 |
|----|-------|------------|------|-------|----|
| 1 | 〇〇 〇〇 | 〇〇県〇〇市〇〇〇〇 | 大型 | 2種 | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |
| 16 | | | | | |
| 17 | | | | | |
| 18 | | | | | |
| 19 | | | | | |
| 20 | | | | | |

別表第19（第3条関係）

(令4条例13・全改)

野洲市コミュニティバス

| 料金の区分 | | 料金 |
|---------|-----------------------|--|
| 定額料金 | 大人 | 1人1回の乗車につき 200円 |
| | 小人 | 1人1回の乗車につき 100円 |
| | 幼児 | (1) 大人又は小人の同伴者である幼児2人まで無料 (2) 大人又は小人の同伴者である幼児3人目以降1人1回の乗車につき 100円 (3) 幼児の単独乗車1人1回の乗車につき 100円 |
| | 乳児 | 無料 |
| | 障害者及びその 介護者 | 大人 1人1回の乗車につき 100円 小人 1人1回の乗車につき 50円 |
| | 市内に住所を有する満65歳以上 の者 | 1人1回の乗車につき 100円 |
| | 回数券 | 100円券 (23枚綴り) 1冊 2,000円 |
| 持参人式定期券 | A | 暦月 5,000円 |
| | B | 暦月 2,500円 |

備考

- この表において「大人」とは、中学校又はこれに準じる学校に就学する年齢以上の者をいう。ただし、市内に住所を有する満65歳以上の者を除く。
- この表において「小人」とは、小学生又はこれに準じる学校の児童をいう。
- この表において「幼児」とは、満1歳以上で小学校就学前の者をいう。
- この表において「乳児」とは、満1歳未満の者をいう。
- この表において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている第一種及び第二種身体障害者
 - 都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の長から療育手帳（児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている第一種及び第二種知的障害者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- この表において「持参人式定期券」とは、次に掲げる種類の氏名を特定しない定期券で、それ

ぞれ当該各号に規定する使用できる者の区分に適合する者が、乗車の際にその定期券を提示することにより使用することができるものをいう。

- (1) A 使用する者を限定しない持参人式定期券
- (2) B 小人、幼児、障害者及びその介護者並びに市内に住所を有する満65歳以上の者に限り使用することができる持参人式定期券

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

近滋市交第 6 号

2. 登録の有効期間

令和3年4月1日 から 令和8年3月31日

3. 名称、住所、代表者氏名

野洲市
野洲市小篠原2100番地1
市長:栢木 進

4. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

5. 路線又は運送の区域

別紙1-1、1-2のとおり

6. 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合にあっては、
協力事業者の氏名又は名称及び住所

滋賀バス株式会社

甲賀市水口町本綾野1-1

7. 登録に付す条件

別紙1

令和6年3月22日

近畿運輸局滋賀運輸支局長 小山 晋吾



7. 登録に付す条件

- (イ) 運転者要件を備えていない者に運転させてはならない。
- (ロ) 複数乗車を行う場合において、旅客の輸送の安全の確保のため添乗をする者が必要と認められる場合には、適切な者を乗務させること。
(福祉有償運送運営協議会において複数乗車が認められている場合に限る。)
- (ハ) 使用車両の任意保険等に係る「運転者の年齢条件等」に該当しない運転者がいる場合には、当該運転者が条件等に達することとなるまでは当該車両を運転させないこと。
- (二) 使用車両の任意保険等に係る「運転者限定等」に該当しない運転者に当該車両を運転させないこと。
- (ホ) 自家用有償旅客運送自動車の両側面に以下の事項を表示すること。
文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。
文字の大きさは一辺5センチメートル以上とする。
 - ・運送者の名称
 - ・「有償運送車両」の文字
 - ・登録番号 (近滋市交第6号)
- (ヘ) 自家用有償旅客運送自動車には、登録証の写しを備え置くこと。

路線 1

起点：野洲駅南口
終点：野洲駅南口
キロ程：31.65 キロ
主たる経由地：北部合同庁舎前

路線 2

起点：野洲駅南口
終点：野洲駅南口
キロ程：28.70 キロ
主たる経由地：北部合同庁舎前

路線 3

起点：野洲駅南口
終点：野洲駅南口
キロ程：36.05 キロ
主たる経由地：北自治会館前

路線 4

起点：野洲駅南口
終点：野洲駅南口
キロ程：36.80 キロ
主たる経由地：北自治会館前

路線 5

起点：野洲駅南口
終点：野洲駅南口
キロ程：26.80 キロ
主たる経由地：篠原駅

路線 6

起点：野洲駅南口
終点：野洲駅南口
キロ程：26.80 キロ
主たる経由地：篠原駅

路線 7

起点：北桜
終点：野洲駅南口
キロ程：11.65 キロ
主たる経由地：コミセンみかみ

路線 8

起点：野洲駅南口
終点：北桜
キロ程：11.80 キロ
主たる経由地：コミセンみかみ

路線 9

起点：野洲駅南口
終点：北桜
キロ程：23.25 キロ
主たる経由地：野洲市健康福祉センター

路線 10

起点：北桜
終点：野洲駅南口
キロ程：23.55 キロ
主たる経由地：野洲市健康福祉センター

路線 11

起点：野洲駅南口
終点：野洲駅南口
キロ程：23.75 キロ
主たる経由地：比江自治会館前

路線 12

起点：野洲駅南口
終点：野洲駅南口
キロ程：22.65 キロ
主たる経由地：総合体育館駐車場